（様式第10-5号）

女性技術者調書

（女性技術者を配置する場合に記入して下さい。）

■女性技術者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | | |
| 年齢 |  | | |
| 所属企業名 | 所在地 | | |
| 商号又は名称 | | |
| 代表者職氏名 | | |
| 大阪府入札参加資格者登録番号 | | |
| 入社年月日 | 昭和・平成・令和　　　年　　　月　　　日 入社 | | |
| 保有する資格 | ・ | 資格（登録）番号 |  |
| ・ | 資格（登録）番号 |  |
| ・ | 資格（登録）番号 |  |
| ・ | 資格（登録）番号 |  |
| 経験年数 | 年　　　ヶ月 | | |
| 技術者等~~級~~区分 | 監理技術者　　／　　現場代理人　　／　担当技術者  （該当する項目を○で囲むこと。） | | |
| 大学、研究施設、病院または庁舎の用途の鉄骨造、鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造、鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造の建物で、内装改修工事（外壁改修、屋上防水改修等は除く）の対象面積が3,000㎡以上の施工の実績（総合評価基準【実績５】） | ○発注者 |  | |
| ○工事名称 |  | |
| ○工事場所 |  | |
| 〇建物用途 |  | |
| ○棟数／構造・階数 |  | |
| 〇総延床面積 |  | |
| 〇内装改修対象面積 |  | |
| ○工事期間 | 年　　月　　日～　　　年　　月　　日 | |
| ○携わった立場（技術者等区分） |  | |
| 大学、研究施設、病院または庁舎の用途の鉄骨造、鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造、鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造の建物で、新築、改築または増築工事の延床面積が15,000㎡以上の施工の実績（総合評価基準【実績６】） | ○発注者 |  | |
| ○工事名称 |  | |
| ○工事場所 |  | |
| 〇建物用途 |  | |
| ○工事種別 | 新築 ／ 増築 ／ 改築 | |
| ○棟数／構造・階数 |  | |
| 〇総延床面積 |  | |
| ○工事期間 | 年　　月　　日～　　　年　　月　　日 | |
| ○携わった立場（技術者等区分） |  | |

※　女性技術者を配置する場合に記入すること。技術者等区分には本工事で担当する区分について該当する項目を○で囲むこと。

※　配置する予定の女性技術者を特定できない場合は複数の者を届出可。（様式を複製の上で届出を行うこと）その際、全ての女性技術者を評価し、加算点が最も小さい者を評価対象とする。なお、落札者となった時点で1名に特定すること。

※　技術力を有する女性技術者以外を配置する場合は、女性技術者ごとの補助者について、必ず様式第10-6号を作成し提出すること。

※　女性技術者を監理技術者として配置する場合は、監理技術者であることが確認できる書類（監理技術者資格証の写し、監理技術者講習修了証の写し）を添付すること。

※　女性技術者本人の健康保険被保険者証（写し）を添付すること。（保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングをすること。また、QRコードがある場合、同様にマスキングをすること。）

※　技術力を有する女性技術者を配置する場合は、該当する実績を記入すること。

※　実績が複数棟に渡る場合は、建物用途（総合評価基準で指定する用途に限る）、工事種別、構造・階数は主たる建築物の工事に対する情報を記入すること。

※　契約書・仕様書等の写し及び建物用途、構造、延べ面積（内装改修工事にあっては内装改修工事の対象面積）が確認できる図面並びに携わった立場が確認できる書類を添付すること。記載内容が確認できれば図面のサイズ等は問わない。

　　なお、上記書類の提出が難しい場合は、「契約実績に係る証明書（様式10-4号）」を添付すること。

※　共同企業体での実績の場合は出資比率がわかる資料を添付すること。

※　特記事項

1. 工事実績（発注者を問わない）は、平成17年（2005年）4月1日から入札参加申請書の提出日までの間に完成、引渡しが完了しているもので、１契約によるものとする。なお、実績は大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録された本店または支店のものに限らず、同一企業の本店または支店のものであれば他の都道府県での実績についてもこれを認める。
2. 大学とは学校教育法に基づく大学設置基準を満たし、文部科学省の設置認可を得た大学とする。
3. 改修工事の実績は、上記建物の「内装改修工事」とし、外壁改修、屋根防水改修、内装改修を伴わない耐震改修、屋外改修（運動場改修、道路改修等）は除く。
4. 改築とは、建築物の全部を除却し、引続きこれと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てることをいう。
5. 建物の構造及び建物延床面積の算定は建築基準法による。また、増築は増築部分に限る。
6. 対象工事が複数棟からなる工事の場合、その合計の面積とする。
7. 特定JV構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものであること。尚、施工実績の規模は、次式により算出（小数点以下切り捨て）し、共同企業体としての施工実績を上限とする。

【施工実績＝共同企業体の施工実績×出資比率×2.0】

※　その他、総合評価基準及び技術審査資料作成要領を参照の上、間違いがないよう記入すること。